

國第  
五  
回  
參  
議  
院  
法  
務  
委  
員  
會  
會  
議  
錄  
第  
十  
八  
號

昭和二十四年五月二十一日(土曜日)午前十一時四十八分開会

○弁護士法案(衆議院提出) 本田の会議に付した事件

係法律の整理等に關する法律案（内閣提出）

○司法試驗法案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長(伊藤修君) これより法務委

議題に供します。前会に引続いて継続いたします。この際、大藏省主税局長

○政府委員(平田敬一郎君) 只今御審  
れを許可いたします。

査願しております。弁護士法の第三條 第二項でございますが、この問題につきましては当局の見解と申述べますと二項

きたいと存じます。衆議院で意見を申述る機会を得ませんでしたので、この

にいたしたいと考える次第であります。

によりますと、弁護士は、当然、税務代理士の事務を行ふことができる、か

よな規定に相成つておりますが、この点につきまして、実は税務代理士法との関係で、この規定を設けたことは、大蔵省といたしましては適當ではなからうといふ見解を持つておる次第

でございます。と申しますのは、在の税務代理士法によりますると、護士は税務代理士の資格があるものいたされておりまするが、弁護士のにおきましても、全部当然税務代理士の資格を持つということにはなつてりませんのでございまして、一定の査をいたしました者の中から、大蔵大臣が許可をいたしまして税務代理士の資格を与えるということに相成つてるのでござります。これはひとり弁士のみならず、例えは新らしく設けられました公認会計士の場合も同様でございまして、やはり公認会計士の中へ大蔵大臣の認可を経て税務代理士法になれるということに相成つてゐるのござります。従いまして私共この税代理士法の適正な運用並びに立案とすることからいたしますと、当然やはこの趣旨を生かして頂くのが筋じやございません。従ふうに考るる次第でござりますので、第三條の第二項の「及び税代理士」という字句は、できましたならば削除の方をお願いいたしたいと考る次第でござります。実際問題といたしまして、どういう点が問題になるか申しますと、税務代理士は納税者の業務に関する書類の作成、審査の請求及び訴願等の代理、並びに納稅相談応する等、相当複雑な税務の運営にいて、専門的な知識経験によりまして、納稅者の正当な利益を擁護し、正な納稅をなさしめるという、そういう公益的な職責を持つてゐるのであります。従いまして、相当専門

し、技術化しております会計経理、及びこれを基礎とする技術的な税務の理解には専門的な知識を有することが目的のありますて、たゞ弁護士たる資格を有するということだけで、当然税務代理士の業務を営み得るということはどうも少し行き過ぎではなかろうか。勿論弁護士の方々の中には、そういう方が多いので、税務代理士法の中におきましても、眞先に認可のし得る資格要件としては弁護士を掲げたのでございますが、当然なれるということは少し行き過ぎではなかろうかと考える次第であります。若しもかようなことに相成りますと、実は現在税務代理士法におきましては、税務代理士会というものを組織いたしまして、税務代理業の改善進歩を図ると共に、業務の運用並びに業務に関し受くべき報酬の適正等につきましては適当な方針を定めまして、それによつて、税務代理士の本来の業務が、公益的な業務がうまく完遂されるようにしていくことに相成つておるのでございまして、そういう適用を受けなくなるということに相成るかと存ずるのでございます。それから今一つ税務代理士法におきましては、税務の相談に当りまして、不当な行爲がある場合におきましては処分するといったような規定もございますが、さような規定も全然適用を受けなくなるといったようなことにも相成りますし、当然に税務代理士の事務を行ふことができるという規定は規定いたしますまして、少し行き過ぎではなか

ろうかと感ずるのであります。本案につきましては今申上げましたような趣旨からいたしまして、参議院におきましても慎重御審議をお願い申上げる次第でございます。

○委員長(伊藤修君) 只今主税局長の御説明に御質問ありますか。

○來馬琢磨君 その只今の御意見は、衆議院において本案審議中にすでに發言されたのでありますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 実は発言の機会を得ませんで、参議院に回付されましてから、初めて発言しまして御意見を申上げた次第であります。

○松村眞一郎君 今のお話は、弁護士を当然税務代理士にするということに対して異議があるのであります。大臣の許可を得なくてすぐ税務代理士になつていいじゃないかという点と、いろいろな税務代理士として会に属するとか、平生大藏大臣の監督に属するというような問題とは全然違うことなんですね。

大藏大臣の認可を要せずして、当然直ちに税務代理士になつちやいかんといふ点が、明瞭にお話願いたいと思います。弁護士であつた場合にどういうものが否認されるか、その点を伺いたいのです。

○政府委員(平田敬一郎君) 御指摘の通り二点あらうかと思います。当然なるといふことが適當であるかどうか。なつた場合におきまして、あとで税務代理士法に基く監督規定の適用を全然受けなくなる。この二点が都合悪いといふので今申上げたわけであります。

前段につきましては、先程申上げましたように、弁護士なるが故に直ちに税務の相談に応するだけの十分な知識経験があるといふような場合には、現在のところ判定いたし兼ねておる次第でございまして、認可に当りましては、弁護士として一定の業務の経験があるということを基にいたしまして、若干の内容を審査いたしまして、弁護士でござりますから、極力優先的に許可いたしますということにいたしておりますが、それも当然になり得るということは少し行き過ぎではなかろうかと思ひます。ただ問題は、その方よりも私共はむしろ後段の税務代理士法に規定しました各種の監督規定に全然服しなくなりましたし、専ら弁護士法だけの適用を受けることになり、その点が更に一段と私共不適当ではなかろうかといふふうに考えておる次第であります。

段が問題であるといふのが要点でありますけれども、若し第一段に非常に重点を置かれるとすれば、税務代理士となるにはかく／＼の資格が要るということをはつきりお書きにならんと、今日のようないろいろ／＼な規則のある場合においては困ると思います。どういうわけでそれを要求されるのか。若し私共税法に関する知識がなければいかんということであれば、弁護士たるだけではいかないのでありますから、初めからそういうことを書かなければならぬと私は思う。それは明瞭に区別されてお考へになる必要があるのであつて、私は両方区別している。第一段はいいじやないか。第二段はいけないと、う私の頭です。その点についてもう少し御答弁願いたい。

す。うにいかま細りま

が税務代理士になるその弊害は、弁護士が税務代理士になる弊害よりは事実問題として相当多いじやないか、例えばその官廳に勤めていた税務官吏が税務代理士になる。そうして談合的の行為が行われるということは多いようと思ひ。そこでむしろ弁護士もそこに入つて、そうして大いに権利の伸張という意味でやることが、あながち今の税務の取り方を見れば、税制ばかりでないようです。事実問題について、こういう意味でどうも自分の職域の侵されることを恐れておるようなものは決してないということは言えないと私は思うのですが、この点についてはどうですか。

ますから、一定の期間弁護士に従事しておる場合におきましては、余程特別の反証がない限りにおいては、原則としては認可するという方針を持つておりますことを附加えて申上げて置きます。

○委員長(伊藤修君) ではこの際、商工省の特許局長官から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○政府委員(久保敬二郎君) この度の弁護士法の第三條第二項にございます、「弁護士は、当然、弁理士及び税務代理士の業務を行なうことができる。」といふこの点につきまして、商工省の特許局といたしまして一応意見をお聞き取り願いたいと存ずるのであります。これが弁護士と弁理士の関係になるわけであります。が、大体私の申上げたいと存じます点は、刷り物にいたしましてお手許にお届けいたしてあると思います。現行の制度におきましては、弁護士は弁理士となり得る資格をすでに認められておるのであります。が、弁理士の業務を行うためには弁護士も先づ弁理士の登録を受けまして、弁理士会に入会する必要がある規定になつております。このことは弁護士は当然弁理士の資格を得られるのであります。一方で、一応極めて形式的な制限に過ぎないようになります。たゞ、問題といつましても、弁理士の取扱いは専門性を有する仕事は特許、実用新案、意匠、商標といふようなものでありまして、非常に大きな部分を占めています。発明、考案といふものが技術を対象とした仕事は特許、実用新案、意匠、商標だけでは十分なる成果を挙げられないという点がございますので、弁護士に

おいて弁理士の業務をいたさせますためには、こういうような少くも形式的な手続を取つて頂きまして、これによつて特許法、その他に基きまして、登明、考案というものを的確に取扱うことがなければならない、というような事態が生じるに基くであります。こういうことにありますと、専門の知識を研鑽するというよりも、法的並びに科学的技術的知識を持つて頂き、又大いに研究もして頂かなければならぬ、というような特権機を持つております。こういう制限があるということは、現在においては大きな意義を持つておると考えられております。これが弁護士はなれるのでございます。これが弁護士はなれるのでござります。代理人の登録を受けずに直ちにできるということになりますと、只今申上げましたのと全く反対の点におきまして不測の困惑が起るのではないかと考へるのであります。代理人としていろいろ書類を作りになります際に、登明、考案といふものの要旨を的確に表示するということは極めてむずかしい問題でございまして、これが十分に表示されても、特許局といふところが正確に書類の上に現われておらないようなることになりますと、特許になるべきものも特許にならんとすることがありますと、依頼者は依頼した点を果して貰い得ると思つておるのに、実際はそうでなかつたというふうな非常にデリケートな点につきまして、不測の困惑が起つて来る虞が多分にあるのでございます。又出願書類は完全にできておりませんということは、特許局といふことは審査に非

常に手間がかかりまして、その点につきまして、殊に最近のように能率を増進させようという努力をいたしておりますときに、そのことが非常に審査の能率に影響して参りますので、この点につきましては、是非十分なる習熟をせられた上で代理をして頂きたいといふ希望があるわけでございます。専弁理士に対しまする罰則でありますから、これは大体発明、考案といふものは有體財産と違いまして、頭脳的産物でありますので、特殊の事情がありまして、その発明、考案を盗み使うという

いう曉には根本の弁護士法第三條二項の規定を改めて削除しなければならぬというようなこともありますが、専弁理士も近き将来において当然そういうように改正せられるのではないかと考えられておるのであります。専弁理士も近き将来においてはどうかという意見で、そういうような事情をお考えを願いまして、この條項はこの際削除して置いて頂いてはどうかという意見でございます。

○委員長(伊藤修君) 専今の特許局長官の御発言に対して御質問はありますか。

○松村眞一郎君 只今の御議論などはいかんといふことばかりでないに、發明、考案を専用してもいかんといふような規定があるわけでありまして、これは弁護士と弁理士の義務が全く同じでありますのに、この刑罰について差が生じておるというような結果が、又これ新憲法の趣旨にも反する点ではないかと恐れておる次第でござります。専弁理士法自体の問題でございますが、弁理士の業務といふものは、科学技術的知識が必要不可欠のものでありますので、現在の弁理士の資格といふものは、甚だ不十分であるといふことが段々指摘して來られておる関係上、日本におきましても、そうするように、弁理士の資格試験の場合に、当然その必須科目として物理、化学等試験の行政科試験又は司法科試験に合格した者は当然専弁理士たる資格を

有するというような点を削除して欲しますが、これは法律違反と思ひます。弁理士の方ではそういう考えでやつておられないのですか。

○政府委員(久保敬二郎君) これは全くすぐ当然に資格があるわけでござります。

○大野幸一君 この前専弁理士法がこの法務委員会にかかると、弁理士が特許権についての訴訟において、裁判所において訴訟代理人になることができるといふ法規が提出されたことがあります。そのときにはあなたは出席され意見を述べられたのか、述べられなかつたのか、そのとき無関心でおいでになつたのか、その点、もう一つあなたの今の御議論はとても弁理士に対して都合よくならない、弁理士は技術的知識はあるかも知らんけれども、一旦法庭に立つて訴訟となつた以上は、弁護士の知識も要るのですが、然らば特許局に

対しても弁護士が特許局の事件についてやる場合においても、弁理士と一緒にやる場合がある。こういうことが必ずしも弁護士と一緒に行なうかと思うのですが、こういう点についてどうか。

○政府委員(久保敬二郎君) この前の専弁理士法の改正のときには、私も終始列席いたしておりますが、その経過はよく存じております。それから専弁理士が科学技術を必要とするといふため、当然特許に対する代理は専弁理士でありますことと、訴訟に対する専弁理士がやる場合、そういうのも弁護士が出るわけじゃない。極く少數の場合は、専弁護士と同様、同等の待遇を受けて、専弁護士が専門の訴訟の場合と同じだと

思ひます。こういふ意味で今までにおいていたしました手続きの、それがあなことではないかと考えておるのであります。専弁護士がですね、専弁護士たる資格が裁決所において執行されるというものが裁判所において執行されるといふ意味が、それは先般の専弁理士法の改正のときには、出願とかそういうようなものにつきまして、専弁理士が特許局においていたしました手続きの、それ

が裁判所において執行されるといふのに対しても必要であるという点でござ

松村眞一郎 大野木秀次郎

これは試験令と関連しておる修正でありますから、これだけで御覽願つて御判断になることは如何かと存じます

院の法務委員といたしましては、何だかどこかに執務上の欠陥があるのじやないか、こう思います。衆議院で発案せられたこの案は決して急遽に成ったものじやないのです。相当慎重審議せられておつたものと思う。両官廳においてもかような問題が起つたことを

氣が付かずにおつて、衆議院を通過して來て、会期も迫つたときに参議院に意見を述べられることは、両院の間に向つて修正せよというようなことの意見を述べられること、は、本案につきましてはこの程度にいたしまして、午後に

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑はあ

りませんですか、では本案につきま

してはこの程度にいたしまして、午後に

おいて懇談会において各修正の意見を

御協議を申上たいと思ひます。尙午後

には重要な事項につきまして是非御協

議申上げたいと存じます。尙午後

とも御出席願いたいと思ひます。それ

では午後一時半まで休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後二時二十三分開会

○委員長(伊藤修君) 午前に引き続き会議を開きます。

先ず、法務局及び地方法務局設置に

伴う関係法律の整理等に関する法律案

を議題に供します。この法案は先に質

疑は終局しておりますから、本日は討

論に入る段階になつております。この

法案につきまして委員会の修正案とい

たしまして、お手許に差上げてあります

が、「第十八条の規定によつて新設

される非訟事件手続法第百五十六條」

二の規定を次のように改める。

第一百五十六條の二、第一百四十三條第

一項及第一百五十條の五第一項ノ手数料

ノ額ハ物價ノ情況登記簿ノ賃本ノ交付

等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮

シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條の規定によつて新設さられる

不動産登記法第二十一條第三項の規定

を次のよう改める。

第一項ノ手数料ノ額ハ物價ノ情況登

記簿ノ賃本ノ交付等ニ要スル実費其他

を改める。

○政府委員(久保敬二郎君)

こういう案が審議せられておりますといふことは、数年前から私共時に触れて聞いておりましたのでございますが、その機会ごとに私共から、今申上げました

ような意見は申し述べておつたのでございましたが、今度この衆議院にでまし

たことにつきましては、甚だ不注意でございましたが、全然氣が付きませんでしたので、その点誠に申譯ない次第

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑はあ

りませんですか、では本案につきま

してはこの程度にいたしまして、午後に

おいて懇談会において各修正の意見を

おきましても、成るべく円満に國務を

進めて行くという方針の下に立つて

おりますものが、特に衆議院の発案し

たものに対し修正を加えるということは、成るべくその数を減らした方が

いいと思つて、本院においても松村委員がすでに御希望のような修正案を提出になつております。でありますから、尙私共はよく考究したいと思いま

すが、今後かよくなことで、参議院に

向つて非常な苦痛を忍ばなければ審

議のできないよう状態に陥れない、尙私共はよく考究したいと思いま

これが試験令と関連しておる修正でありますから、これだけで御覽願つて御判断になることは如何かと存じます

が、便宜裁判所法等の一部を改正する

法律案だけがここに審議されておりま

すから、離して御説明を申上げた次第

であります。

○委員長(伊藤修君) 松村さんにお尋ねいたしますが、若しこれを修正いたしましたと、検察庁法の方との釣合はよろしいですか。

○松村眞一郎君 私の修正案は第六十

六條の規定であります。それは第六十

六條の規定の中で、第一項の「司法修

習生は、」の次に「別に法律で定めら

れた司法試験」というように改めるの

あります。そうして第二項を削るの

あります。その理由は、司法試験と

習生は、」の次に「別に法律で定めら

れた司法試験」というように改めるの

あります。その理由は、司法試験と

習生は、」の次に「別に法律で定めら

たことにつきましては、甚だ不注意でございましたが、全然氣が付きませんでしたので、その点誠に申譯ない次第

と存じます。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑はあ

りませんですか、では本案につきま

しておつたものと存じます。尚午後

に申上げたいと存じますから、尙午後

これが試験令と関連しておる修正でありますから、これだけで御覽願つて御判断になることは如何かと存じます

ますから、これだけで御覽願つて御

判断になることは如何かと存じます

りますから、これだけで御覽願つて御

判断になることは如何かと存じます



ます。この司法試験を裁判所に置くことにつきましてはいろいろ反対の御意見もござりまするが、その一つは、これは行政事務であるからして、これは裁判所に置いてはならん。裁判所は裁判だけをやるところだからという趣旨の御意見があるのでありますするが、御承知の通り憲法七十七條によりまして、司法行政の権限は最高裁判所に賦せられたといふことになつておるのでありますまして、それ故にこそ例の司法研習所も裁判所の所轄となつておるのであります。繰返して申しますが、法務廳は法務行政はやりまするが、戸籍とか、登記とか、裁判所に関しまする司法行政は一切新刑法によりまして、これを行わないことになつておるのであります。でありますから、これが行政事務に地方行政の性質を持つておるからいけない、裁判所にこれを置くのはいけないといふ議論は理由がないと存ずるのであります。又先程も言いましたが、これは試験とは純然たる行政事務と区別するべきものでございましょう。職員の研修でありますとか、又試験でありますとかいうものは、これは國家の一つの作用でありまして、それも純然たる行政事務とは区別すべきものであるかも知れませんが、少なくとも行政事務に準すべきものであると存ずるのであります。人事行政と言いますものは、行政の中で最も重要なものであるのでありますと、その基幹となり基幹となつておりまする試験といふものは、これは觀念は別個でありまするが、密接不可分な関係がそこに認められるのではないかと存ずるのであります。さような関係で、行政事務で

あるから裁判所に設置するのはいけないという議論は理由がないと存するのであります。又最高裁判所は非常に忙しいので、更に司法試験を所轄したら、裁判官会議ということも兼ねて、本來の裁判事務に専念することができないのではないかといふ御懸念の方もあるのでござりまするが、併しながらこれは最高裁判所の方からこの席で御答弁がありましたように、司法試験管理委員会といふものがありますまして、これが管理いたすのであります。まして、個々の裁判官がこれにタッチする機会といふものは殆んどない。このために裁判官会議が特に忙しくなるということは想像できないといふことを述べたのでありまするが、私どもこの司法試験法案を拜見いたしまして、司法試験管理委員会があり、又司法試験考査委員会といふようなものを置いて運営をして行くのでありまするから、最高裁判所の言われることは本當だと存するのであります。

所の空氣も、是非そういう工合になることを切望しておるのであります。どうか純理から申しまして、最高裁判所の所轄とするのが正しいと信ずるのでありますから、この法務委員会の昔からの美しい傳統で、純理によりまして解決するという大方針に則られまして、どうか私の修正案に御賛成を得たいと存ずるのであります。

○松村眞一郎君 私が先程第一條中と申上げましたが、第五條にもその字があるのでありますから、第一條及び第五條中「法律専門家として」を「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に」、こういうことに修正案を変更いたします。

○大野幸一君 私は本案に対し一部修正案を提出いたします。修正案の全文を読みます。

附則第三項の次に次の一項を加え、第四項を第五項に改める。

4 高等試験の行政科試験に合格した者（昭和十六年勅令第一号附則）第二項の規定により行政科の本試験に合格した者とみなされた者を含む。）で司法試験を受けようとする者に対するは、第六條の規定にかかるわらず、憲法、並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目について試験を行い、その他の科目についての試験は免除する。

これが修正案の全文であります。

次に、その修正案提出の理由を申上げます。本問題については質疑応答のうちにすでに明らかになつたので、これを簡単に申上げたいと思うのであります。原案によりますと、「高等試験に合格した者は、この法

律による司法試験に合格した者とみなれます。」とありますて、特に司法関係のみに限りました。併し行政科及び外交科に合格した者は、他の科目について試験を受けければ、司法科試験に合格したるものと見られていたことは、今までの法律であります。言わばその両試験に合格した者は、他の科目二三科に目について試験を受ければよいといふのであります。既得権を持つていたのであります。その既得権を今この司法試験法が実施されるに当つて、これを剥奪する何らの理由はありません。又いわゆる帝大法律科を出した人が未だ以て司法試験に合格した者とみなされるとの権衡上おいても、私は高等試験行政科及び外交科を出した人を救済せんと欲するものであります。「行政科試験に合格した者」の下に括弧を以て念を入れましたのは、これは先程も私が申上げましたように、外交科の試験の人もこれに含みたいという趣旨と、その前の高等文官試験についてでは、以前からもこれを救済させていかなかつたという両方の意味を含むものであります。

正案は三つ出ております。御承知の通り松村さん及び大野さん並びに松井さんの三件が出ております、先ず松村さんの修正案から採決を許ります。いずれも成規の手続を経ておりますから、修正案は成立しております。松村さんの提出にかかるところの修正案に賛成の方の御起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(伊藤修君) 全会一致、松村さんの修正案は決定いたしました。

次に、大野君の提出にかかるところの修正案を問題に供します。修正案に賛成の方の御起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(伊藤修君) 全会一致、修正案通り決定いたしました。

次に、松井君提出にかかる修正案を問題に供します。松井君提出の修正案を御賛成の方の御起立を願います。

〔起立者少數〕

○委員長(伊藤修君) 起立者少數、少數を以て否決されました。

次に、修正箇所を除く原案について採決をいたします。原案全部を問題に供します。原案全部に御賛成の方の御起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(伊藤修君) 全会一致を以て原案通り可決するものと決定いたしました。尙、本会議における委員長の口頭報告の内容は委員長に御一任願います。多數意見者の御署名を願います。

多數意見者署名

齋	武雄	大野	幸一
宮城タマヨ	大野木秀次郎	深川タマエ	
松村眞一郎		岡部常	
来馬琢道			
松井道夫			
遠山丙市			
鬼丸義齋			

Digitized by srujanika@gmail.com

○委員長(伊藤修君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後三時二十分散会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君  
理事

鬼丸 義齋君  
岡部 常君  
宮城タマヨ君

委員

大野 幸一君  
齋 武雄君  
大野木秀次郎君  
遠山 内市君  
深川タマエ君  
来馬 孫道君  
松井 道夫君  
松村眞一郎君

政府委員

大藏事務官  
(主税局長) 平田敬一郎君  
法務政務次官 遠山 内市君  
特許局長官 久保敬二郎君

昭和二十四年六月十四日印刷

昭和二十四年六月十五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局